

# 食品製造におけるHACCPによる 工程管理の普及のための検討会

第6回 平成27年1月23日



Ministry of Health, Labour and Welfare

1

## 中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」の対応状況①

### 中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」①

HACCPの段階的な導入を図る観点から、コーデックスのHACCPガイドラインに基づく基準(HACCP導入型基準)を設定するため、食品衛生法第50条第2項に基づき、都道府県等が条例で規定する場合の技術的助言として示している管理運営基準のガイドラインを改正し、食品衛生法第50条第2項に基づく従来の基準と選択できることとすべきである。



### 対応状況①

#### 【前回までの検討会における報告】

- ・平成26年5月12日：食品衛生法第50条第2項に基づき、都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置(基準)を条例で定める場合の技術的助言として、厚生労働省が示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」を改正し、HACCPの原則に則した基準を設定。食品等事業者は、従来の衛生管理とHACCPによる衛生管理のいずれかにより衛生管理を実施できることとした。各自治体に対して、平成27年3月末までに条例改正を依頼。
- ・平成26年8月28日：食品安全行政講習会において、自治体に対して厚生労働省におけるHACCP推進の取組み及び条例改正の必要性を説明。
- ・平成26年10月9日：都道府県等に対し、HACCPに関する条例改正の進捗状況について調査を実施。
- ・平成26年10月30日：HACCPに関する条例改正の進捗状況調査の結果を都道府県等に周知。

#### 【その後の進捗状況】

- ・平成26年12月8日：平成26年度HACCP導入状況調査の実施(実施期日：平成26年12月31日現在)
- ・平成27年1月21日：HACCPに関する条例改正の進捗状況について調査を実施



Ministry of Health, Labour and Welfare

2

## 中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」の対応状況②

### 中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」②

食肉及び食鳥肉の処理段階についても同様に、HACCP導入型基準を設定することについて、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく関係規定の見直しについて、関係者の意見を聴きながら検討すべきである。



### 対応状況②

#### 【前回までの検討会における報告】

- ・平成26年4月28日：①と同様にと畜場及び食鳥処理場においても、関係省令を改正し、従来の衛生管理とHACCPによる衛生管理のいずれかにより衛生管理を実施できることとした。（平成26年厚生労働省令第59号：平成27年4月1日施行）
- ・平成26年10月24日：都道府県等のと畜検査員及び食鳥検査員を対象としたHACCPに関する研修会を実施。
- ・全国食肉衛生検査所協議会ブロック会議、業界団体主催の会議等でHACCP推進の必要性を説明。

#### 【その後の進捗状況】

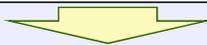
- ・平成27年1月23日：都道府県等のと畜検査員及び食鳥検査員を対象としたHACCPに関する研修会を実施。



## 中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」の対応状況③

### 中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」③

HACCP導入型基準に基づく衛生管理を行う事業者に対する導入支援として、国において、具体的な例示を作成し、導入を強力に促進すべきである。



### 対応状況③

#### 【前回までの検討会における報告】

事業者がHACCPに取り組むための参考となるよう以下を作成

- ・平成25年度：8種類（清涼飲料水、乳・乳製品、食肉製品、水産加工品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、大量調理施設、と畜場・食肉処理、食鳥肉処理）の食品について具体的な例示（手引書）を作成
- ・平成26年度：HACCP導入のための動画を作成（魚肉ねり製品がモデル）
- ・HACCP導入のための手引書及び動画を厚生労働省ホームページに公表（誰でも閲覧、印刷等可能）
- ・HACCP導入のための動画（DVD）を各自治体（141自治体）、農林水産省等に配布
- ・自治体の食品衛生監視員や事業者に対するHACCPに関する各種研修会等の実施

#### 【その後の進捗状況】

- ・HACCP研修会の開催（平成27年1月26日～2月24日まで：北海道ブロック、東北ブロック、関東信越ブロック、東海北陸ブロック、近畿ブロック、中国ブロック、四国ブロック、九州ブロック）
- ・リスクコミュニケーション（HACCPに関する説明会）を開催（平成27年2月24日東京、26日大阪）



# 「HACCPチャレンジ事業者」(仮称)の支援案に対する主な意見

## HACCPチャレンジ事業者」(仮称)の支援案の具体的な仕組みについて

- 事業者が自主点検票で自己評価することで、自社がどこまでできているか、足りないところはどこか等を自ら把握することができ、自分たちの到達点を評価した上で仕事に取り組むことができる。
- HACCPに取り組む事業者を公表することで、事業者の取組が消費者に伝わってくれば、安心感につながる。

## 改善点について

- HACCP導入自主点検票について
  - ◆ 文言を手引書の記載に合わせるなど従業員の視点に立った記載内容にすることで、より事業者が取り組みやすくなるのではないか。
  - ◆ 危害要因分析の内容を細かく記載するなど、点検内容をより段階的・具体的にすることで、事業者が取り組みやすくなり、理解も深まるのではないか。
  - ◆ 一部の商品や一部の製造ラインにHACCPを導入できた段階で記載できる内容にすることで、業界全体のボトムアップにつながるのではないか。
- 事業者名の公表について
  - ◆ 公表されていない事業者が取り残されることがないように、フォローアップを行うことが大切。
  - ◆ 名前を公表された事業者と公表されない事業者との間に不公平が生じないように考慮が必要。

## 今後のスケジュール

- ◆ 事業者の公表及び自主点検票の内容等について、都道府県等や事業者の意見を踏まえ、更に検討。

# 【参考】「HACCPチャレンジ事業者」(仮称)の支援について

## 趣旨

- 今後、中小事業者も含め、HACCPの普及を一層促進する必要があるが、これまで、
  - ・ HACCPの実施そのものよりも、総合衛生管理製造過程の承認等の認証を取得することが目的化してしまったこと
  - ・ HACCPは、認証を求める一部の事業者のみが実施するものと認識されてしまったこと等のため、食品産業全体への普及が進んでいないとの指摘があることを踏まえる必要がある。
- 一方、食品等事業者のニーズとして、以下のようなもの等がある。
  - ・ 取引先等から衛生管理の実施状況について証明を求められる場合があること、
  - ・ HACCPの手順にそって段階毎に何をすべきかをわかりやすく示して欲しい 等
- このため、中小事業者も含めて、食品産業全体でHACCPの普及を進めるため、コーデックスが示すHACCPに取り組む事業者(「HACCPチャレンジ事業者(仮称)」)がメリットを感じられるような仕組みとして、認証によらず、事業者による自主点検の実施・公表及び行政による検証を基本とする仕組みを検討する。
- これにより、事業者の主体的な取組の動機付けとなるだけでなく、都道府県等による効果的な助言・指導の実施につながることを期待される。

## 支援方策の骨子

### (1)コーデックスの示すHACCPに取り組む事業者のアピールを支援

事業者の求めに応じて、条例に基づきHACCPによる衛生管理に取り組む事業者の名称や取組状況等を公表し、行政としても、流通・販売業界等の関係業界に周知する。

### (2)事業者が活用できる、HACCPの取組状況の説明ツールの整備

条例に基づくHACCPによる衛生管理に関する監視指導結果について、事業者が自らのHACCPの取組状況を関係事業者に説明できるよう、説明ツールを整備する。

### (3)輸出に取り組む事業者のための英語版ツールの整備

輸出に取り組む事業者が、自らのHACCPの取組状況を海外の事業者に対しても説明できるよう、(2)のツールの英語版も整備する。

## 【参考】具体的な仕組みのイメージ①

### (1) コーデックスの示すHACCPに取り組む事業者

- ① 厚生労働省において、事業者が記入するHACCP導入に関する「**HACCP自主点検票**」(コーデックスが示す**HACCP7原則12手順の実施状況をチェックするもの**)を作成する。
- ② 厚生労働省及び都道府県等のホームページに「HACCP自主点検票」を掲載するほか、各種説明会等の機会に事業者に対して配布・周知する。
- ③ 事業者は、「HACCP自主点検票」を記入し、**都道府県等に提出**する。(任意)
- ④ 都道府県等は提出があった「HACCP自主点検票」について、事業者名や取組状況等を取りまとめて、「**HACCPチャレンジ事業者**」(仮称)として公表するとともに、厚生労働省にも報告する。公表の際に、**自治体HACCP認証、輸出HACCP認証、民間認証の取得の有無も分かるようにする**。  
※ 公表にあたっては、公表事業者に違反がないということまで担保するものではない旨を付記する。
- ⑤ 厚生労働省においても、**全国分を取りまとめて公表**する(各都道府県等のHPへのリンクをまとめる)。
- ⑥ 厚生労働省から、**流通・販売業界等の業界団体に対しても情報提供**する。

### 〈イメージ〉 【〇〇県ホームページ】

HACCPに取り組む事業者(「自主点検票」の提出があった事業者)の名称の公表について

業者名	業種	HACCP自主点検票の提出	自治体HACCP	輸出HACCP	民間認証
〇〇食品	食肉製品製造業	○			
△△水産	魚肉練り製品製造業	○	○	○	○
□□乳業	牛乳製造業	○	○		○



Ministry of Health, Labour and Welfare

7

## 【参考】具体的な仕組みのイメージ②

### (2) 事業者が活用できる、HACCPの取組状況の説明ツールの整備

- ① 都道府県等が、条例に基づきHACCPによる衛生管理に関する監視指導を行う際に活用できるよう、厚生労働省において、「**HACCP監視指導票**」(コーデックスが示す**HACCP7原則12手順の実施状況をチェックするもの**)を作成する。
- ② 事業者が自らのHACCP取組状況を関係事業者に説明したい場合には、事業者は、都道府県等に対して、自らの監視指導結果について提供を求める。
- ③ 事業者からの求めがあれば、都道府県等は、当該事業者にかかるHACCP取組状況を記載した文書として「**HACCP監視指導票**」を提供する。
- ④ 事業者は、必要に応じて、関係事業者への説明に「HACCP監視指導票」を活用する。

### (3) 輸出に取り組む事業者のための英語版ツールの整備

- ① 輸出に取り組む事業者においても、自らのHACCPの取組状況を海外の事業者に対しても説明できるよう、厚生労働省において、**英語版の「HACCP監視指導票」**を作成する。
- ② 事業者からの求めがあれば、都道府県等は、(2)と同様、当該事業者にかかるHACCP取組状況を記載した文書として「HACCP監視指導票」(英語版)を提供する。
- ③ 事業者は、必要に応じて、関係事業者への説明に「HACCP監視指導票」(英語版)を活用する。

## 実施時期

現在、都道府県等において、平成27年3月末までに関係条例の改正を行うよう手続等を進めていることから、条例改正の状況も踏まえつつ、平成27年4月以降、「HACCPチャレンジ事業者」(仮称)の支援を順次開始することを目指してはどうか。



Ministry of Health, Labour and Welfare

8